

(4) 補助対象設備

上記(1)～(3)等の要件を満たすことを前提とし、下記等の設備を補助対象とします。  
 なお、導入される設備は新品であることが補助要件となります。

カテゴリ	設備名	要件
省人化設備 (無人・有人のどちらも運用可能な機器の場合は、その運用方法により判断する。)	無人フォークリフト、 無人けん引車、 無人搬送車、 自立走行搬送ロボット、 デバンニングロボット、 自動化倉庫設備 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荷物搬送等における従来の手法における消費エネルギー比較(例えば従来型有人内燃機関式フォークリフトでの搬送と比較)により、エネルギー消費量が削減される、または、省人化の付随効果で倉庫内の照明・空調等のエネルギー消費削減等により、総合的に省CO<sub>2</sub>化がなされること。</li> </ul>
付帯設備	高速シャッター、 高速シートシャッター 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省人化設備と同時導入であること。</li> <li>・ 導入により省人化(作業の効率化等を含む)や省CO<sub>2</sub>化(照明・空調等のエネルギー消費量の削減等)が図れるものであること。</li> </ul>
省CO <sub>2</sub> 化設備	制御型照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省人化設備と同時導入であること。</li> <li>・ タイマー/明るさセンサー/人感センサーの三種の制御機能のうち一つ以上を具備するLED照明であること。</li> </ul>
再エネ設備	太陽光発電設備 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省人化設備と同時である上で、原則的に導入必須。ただし、当該施設が既に再エネ設備を備え、当該設備の発電電力を自家消費する場合は追加導入を必須としない(既設に加えて増設する場合は、増設分のみが補助対象)。</li> <li>・ 倉庫全体の電力消費量を考慮した適正な規模であること(設備容量について要説明)。</li> <li>・ 災害時における自立運転機能を具備したものであること。</li> <li>・ 新規・追加導入の場合、FIT制度による売電は認めない。</li> </ul>
蓄電設備	定置型蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再エネ設備(新設・既設)及び省人化機器との同時導入であること。</li> <li>・ 蓄電池への電力供給は再生可能エネルギー設備からなされること</li> <li>・ 電力使用の平準化や災害対応力の向上を目的とし、その効果計画が説明なされること。</li> </ul>